

3 マイナ保険証への移行について

マイナ保険証への移行

R 7 . 7 . 3 1

第 1 回 海南市 国民健康保険 運営協議会 資料

1. 資格確認書と資格情報のお知らせ

- 現行の保険証は、R7. 11. 30まで有効
- 「資格確認書」
 - ◆有効期間 令和7年12月1日～令和8年7月31日
 - ◆マイナ保険未登録の方に送付（申請等不要）
 - ◆R7年11月末までに一斉送付参考：マイナ保険登録者で要配慮者は申請により交付
- 「資格情報のお知らせ」※マイナポータルで確認可能
 - ◆マイナ保険登録者に送付（申請等不要）
 - ◆R7年11月末までに一斉送付

2. マイナ保険証の登録、利用状況

●登録状況

73.2% (R7.6月末)

参考：後期 73.1% (R7.5月末)

●利用状況

40.3% (R7.5月末)

参考：後期 30.6% (R7.5月末)

●カードリーダーの設置状況 (海南、紀美野) R7.6.時点

病院 6/6 (100%) 医科診療所 46/48 (95.8%)

歯科診療所 27/33 (81.8%) 薬局 24/25 (96%)

3. マイナ保険証の課題と対応

●オンライン資格確認ができない場合

医療機関等はマイナ保険証と次の何れかにより資格確認を行う。

- ・「資格情報のお知らせ」
- ・マイナポータル（スマートフォン等）の健康保険情報画面
- ・「被保険者資格申立書」

●資格確認書の対象者・交付方法

＜申請不要＞

- ・マイナ保険証の登録がない全ての方（当分の間）
- ・申請により交付を受けた要配慮者の更新時
 - ＊ただし、継続的に必要と見込まれる場合
- ・登録解除者、電子証明書の更新を失念した者、カード返納者等

＜申請要＞

- ・マイナ保険証登録者で要配慮者、カード紛失者、更新中の者等

4. 高齢受給者証

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方に高齢受給者証を交付します。

有効期限は令和7年11月30日までです。

令和7年12月1日以降、高齢受給者証の新規発行は終了し、以下のとおりとなります。

	令和7年11月30日まで	令和7年12月1日以降	令和8年8月1日以降
被 保 険 者	高齢受給者証	<マイナ保険証を持っている場合> マイナ保険証	左記と同じ
		<マイナ保険証を持っていない場合> 資格確認書 (負担割合を記載) (令和7年11月末までに送付予定) (有効期限 令和8年7月31日まで)	左記と同じ (令和8年7月末までに送付 予定) (有効期限 令和9年7月31日 まで)

5. 限度額適用認定証

国民健康保険に加入している方で申請があった場合、限度額適用認定証を交付します。

有効期限は令和8年7月31日までです。

令和8年8月1日以降、限度額適用認定証は以下のとおりとなります。

	令和8年7月31日まで	令和8年8月1日以降	令和9年8月1日以降
被 保 険 者	申請があった場合 限度額適用認定証	<マイナ保険証を持っている場合> マイナ保険証	左記と同じ
		<マイナ保険証を持っていない場合> 資格確認書 (適用区分を記載) (令和8年7月末までに送付予定) (有効期限 令和9年7月31日まで)	左記と同じ (令和9年7月末までに送付予定) (有効期限 令和10年7月31日まで)